

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成19年
(2007年)

6月5日

第1654号

毎月3回5の日に発行

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
旬報 TEL 03 (3262) 2309
発行人 大竹 邦実
http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

基本的考え方をまとまる

分権推進委が首相へ提出

地方分権改革推進委員会（委員長 丹羽宇一郎・伊藤忠商事会長）は5月24日に第6回委員会を開き、「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方（素案）」を取りまとめた。

官邸で丹羽委員長から安倍内閣総理大臣に手渡された。まず前文では、平成の大会併により基礎自治体の体制整備が進んだ今こそ、中央政府と対等・協力の関係にある「地方政府」の確立を目指す時機と定義。自治行政権、自治財政権、自治立法権を有する完全自治体を目指す」と地方分権にかける意気込みを掲げ、基礎自治体の更なる体制強化が必要と指摘している。

の原理に基づく「基礎自治体優先」の方針や、国・地方を通じた無駄と重複を排除する「明快、簡素・効率」の方針などを打ち出した。

第3は「調査審議の方針」。今後の地方分権改革推進委員会の議論の進め方について、「国と地方の役割分担の徹底した見直し」「権限移譲の推進」「条例制定権の拡大」などの事項を調査審議し、概ね2年以内に順次勧告することとしている。

第4は「政府及び地方自治体に望むこと」。政府に対しては、5月29日の閣議決定で設置の決まった地方分権改革推進本部（本部長 安倍晋三・内閣総理大臣）が、委員会の勧告内容に基づき改革関連施策を確実に実施するよう求めている。地方自治体に対しては、自らの行財政運営について透明性と自浄性を高め、住民の信頼を絶えず確保することなどを求めている。

金融機構法が成立

23日の参院本会議で



第7回地方分権改革推進委員会のもよう

次に本文では第1に「地方分権改革の目指すべき方向性」を列記。分権型社会への転換、地方の活力を高め、強い地方を創出、地方の税財政基盤の確立などの項目を示し、住民・首長・議会が自治の担い手としての意識改革を行うことの重要性を説いている。

第2は「地方分権改革推進のための基本原則」。補完性・近接性

現行の公営企業金融公庫が平成20年10月に廃止されたのち、新たに設立される後継組織について規定した「地方公営企業等金融機構法」が5月23日、参議院本会議で可決、成立した。

これにより「地方公営企業等金融機構」は、現公庫が所管する一切の権利義務を承継。自治体が行う上下水道や交通、病院など各事業の整備に必要な地方債資金を提供するための長期・低利の貸付事業を実施する。また、新機構の貸付事業は同法により、「自治体による資本市場からの資金調達を補完」を目的とし、実施するものと定義されている。このため29年度末を目標に政府は、自治体の民間資金調達の状況等を勘案しつつ、地方六団体の意見を聴いたうえで、30年度以降の業務のあり方全般を見直すこととしている。六団体では、これまで新機構設立の実現に向け、昨年10

地方分権改革推進にあたっての 基本的な考え方

地方が主役の国づくり

(抜粋)

地方分権改革
推進委員会

1 地方分権改革の目指すべき方向性

前文省略
国が地方のやることを考え、押し付けるという中央集権型のシステムは、もはや捨て去るべきである。明治維新以来の中央集権型のシステムは、近代化と経済発展を効率的に達成することに大きな成果をあげてきた。しかし、経済の高度成長の時代を終え、国・地方を合わせた未曾有の債務残高という負の遺産を抱えるなか、21世紀の人口減少社会においていっそう加速する少子高齢化やアジアにおける競争激化などの大きな変化に的確に対応していくためには、地方の多様な価値観や地域の個性に根ざした豊かさを実現する住民本位の分権型社会へ、抜本的な転換をはからなければならない。

がある。国は、国が本来やるべき仕事のみに専念して、国民・住民に最も身近なところで、行政のあり方を国民・住民がすべて自らの責任で決定・制御できる仕組みを構築しなければならない。このためにも、住民に身近な基礎自治体について、さらなる体制の充実強化が必要である。それとともに、情報共有と住民参加の促進を通じて、多様性と創造性にあふれた住民本位の地域づくりを進めることが必要となる。これにより、真の民主主義の確立とともに、国民がゆとりと豊かさを実感し安心して暮らすことができる、確かな持続可能性を備えた社会を実現することができる。

地方がさまざまな行政分野で独自の施策を展開して地方の魅力を引き出しつつ、主導の地域再生を実現することと初めて強い地方を創出することが可能となる。国は、そのための条件整備を積極的に行うとともに、地方自治体は、地域再生に向けて自らの企画力の向上を通じた地域経済基盤の強化をはかる必要がある。

(地方の税財政基盤の確立)
国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、地方の担う事務と責任に見合った地方税財源の充実確保等の観点から、税源配分の見直しをはじめとす地方税財政全体の抜本的改革を進めなければならない。それにより、分権型社会にふさわしい地方の税財政基盤を確立する。その際、地域間の財政力格差の縮小をはかり、どの地域に暮らしていても勇氣と希望がもたらされる豊かな自治が実現される仕組みにするとともに、東京等に税源が偏在している状況も念頭に置く必要がある。

(地方の税財政基盤の確立)
地方分権改革の推進により、国と地方を通じた簡素で効率的な筋肉質の行財政システムを構築し、財政健全化にも資するようにすべきである。国と地方の行政の重複を徹底して排除し、国の地方支分部局等の廃止・縮小をはかる必要がある。また、受益と負担の関係の明確化等によりコスト意識を徹底し、自治体経営のスリム化と効率化を進め、納税者の立場に立った身軽で機動的な地方自治体としていかなければならない。そのため、国、地方自治体を問わず、自ら積極的に行政改革を推進し、継続的に政策評価を実施していく必要がある。

(地方の税財政基盤の確立)
地方分権改革においては、「自己決定・自己責任」、「受益と負担の明確化」により「地方を主役に」の確立を目指すべきである。「地方が主役」とは、地方が総体として国から自立するとともに、各地域が相互に連帯しつつ個々に自立する姿である。条例制定権を拡大して、首長・議会を本来あるべき政策決定機関に変え、自主経営を貫き、地方が主役となる。地方が主役

の国づくりを実現するには、自治行政権、自治財政権、自治立法権を十分に具備した地方政府を確立する必要がある。

以上の方向性を旨とする地方分権改革の推進は苦難の道程が予想されるが、行政運営の失敗の影響は住民に及ぶことを踏まえ、住民・首長・議会が自治の担い手としての意識が改革を行い、その下で職員も自らの使命をしっかりと自覚して、それぞれが確固たる意志と責任を持って進んでいかなければならない。この歩みが、国と地方の真の対等協力関係を構築し、総合行政の名にふさわしい住民本位の豊かな行政の実現として結実するのである。

2 地方分権改革推進のための基本原則

(1) 基礎自治体優先
補完性・近接性の原理にしたがい、二アイズベターの観点に立つて地方自治体、とくに基礎自治体を優先する。

(2) 明快、簡素・効率
明快な国と地方の役割分担を確立するとともに、「官から民へ」の考え方にともづき、国・地方を通じ、無駄と重複を排除した、簡素で効率的な行政を実現する。

(3) 自由と責任、自立と連帯
地方の行政及び税財政の基盤を確立し、自由度を拡大して、地方自治体が責任をもつて行政を実施するとともに、自立した自治体が国に依存せず、相互の連携・連帯によって支え合う仕組みを実現する。

(4) 受益と負担の明確化
(3)とあわせて、受益と負担の明確化により、住民が主体的に政策の選択と決定を行うようとする。

(5) 透明性の向上と住民本位
情報公開を徹底して、行政の透明性を向上させるとともに、首長と議会がそれぞれの機能を十分に発揮することでガバナンスを強化し、また住民参加の促進やNPOなどのパートナーシップを確立して、真に住民のための地方分権改革を実現する。

3 調査審議の方針

今後の当委員会における議論の進め方としては、これらの方向性や基本原則にしたがい、以下の事項について調査審議を進め、おおむね2年以内を目途に順次勧告を行う。当面、今秋に中間的な取りまとめを行う。それに向けて、地方との意見交換等の実施

(3面に続く)

施により地方の実情を把握し、そこで提示されたさまざまな課題や提案、そして従来からの分権議論で残されてきた課題の検証を行いながら、集中的な審議も交えつつ論点を集約して、改革の意義と効果を国民にわかりやすく示し、重点的に検討を進めていく。

そのうえで、中間的な取りまとめ以降において、地方分権改革の推進に関する国民の関心と理解を深めるため、国民に直接説明する機会を設けた。

(1) 国と地方の役割分担の徹底した見直し等
 ・ 国と地方の役割分担の徹底した見直し
 ・ 住民生活に直結した行政分野(まちづくり、社会保障など)において、徹底した役割分担の見直し
 ・ 行政の重複の排除と事務・事業の見直しにより、国の地方支分部局等を廃止、縮小するとともに、地方自治体の組織・定員のスリム化を推進
 イ 権限移譲の推進
 ・ 役割分担原則の徹底にもとづいた国から地方へのさらなる権限移譲の推進
 ・ 現在進められている「平成の大合併」を踏まえ、都道府県からの移譲も含め、基礎自治体への権限移譲の推進

治体への権限移譲の推進
 ・ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
 ・ 個別法令による地方自治体に対する事務の義務付けについて、撤廃・緩和するよう見直し
 ・ 事務事業の執行方法・執行体制に関する枠付けについて、条例等による見直し
 ・ 地方自治体が処理する事務について、企画立案から管理執行に至るまで地方自治体が責任を持つことができるよう見直し
 ・ 条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大
 ・ 工関との見直し
 ・ 地方自治法に定める基本類型以外の個別法による工関について、最小限となるよう見直し。法定受託事務を自治事務とすることや工関の縮小を行う方向で見直し
 ・ 国庫補助負担金を通じた工関と事務手続の見直し
 ・ オチエックシステムの整備
 ・ 国の法令による新たな義務付け・枠付け等についてのチエックシステムの整備
 (2) 国と地方の役割分担等を徹底して見直し、分権型社会にふさわしい国から地方への思い切った税源移譲を推進。その際、地方税財源の充実確保、地域間の税収偏在の

是正などの観点から、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税財政上の措置のあり方について一体的に検討し、地方債を含め分権にかなった地方税財政制度を整備
 (3) 地方自治体が自ら行う行政及び税財政の改革の推進、行政の公正確保・透明性の向上、住民参加の充実、自己規律が働く自治体組織の改善等による地方分権改革の推進に際した行政体制の整備及び確立方策
 4 政府及び地方自治体に望むこと
 政府及び地方自治体においては、当委員会の調査審議への積極的な協力とともに、各種施策の推進にあたり、この「基本的な考え方」の趣旨を踏まえていただくようお願いする。あわせて、地方分権改革の推進にあたり、以下の点について留意されることを強く望む。
 (1) 政府における内閣総理大臣のリーダーシップを期待し、新たに設けられた地方分権改革推進本部において、政府が一体となつて当委員会の勧告にもとづいた地方分権改革推進計画の策定をはじめとする改革関連施策を確実に実施する。
 (2) 政府においては、当委

員会における調査審議の状況に留意しつつ、地方分権の推進に関する施策を実施するとともに、地方分権の趣旨に沿わない施策を行わないようにする。
 (3) 地方自治体においては、自らの行財政運営について、透明性と自浄性を高め、住民の信頼を絶えず確保するとともに、人材の育成など将来に向けての行政能力向上の努力を継続する。
 (全文は本会ホームページに掲載)

地方分権改革推進委員会の「基本的な考え方」について

地方分権改革推進委員会におかれては、4月の発足以来、2ヵ月間という短期間であったにも関わらず、丹羽委員長のリーダーシップのもと、活発な議論を重ねられ、「地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方」を取りまとめられた。この「基本的な考え方」においては、地方分権改革の目指すべき方向性として、地方政府の確立、国の地方支分部局等の廃止・縮小、条例の上書き権を含めた条例制定権の拡大、地域間の財政力格差の縮小等を打ち出したが、これまでの地方六団体の主張と合致するものであり、この点については評価するものである。

他方、国から地方への大幅な税源移譲により『国税と地方税の税源配分を5：5』にするという、地方六団体が求めてきたことについては明記されず、抽象的な表現にとどまったことは残念である。改革を強力に進めるためには数値目標が不可欠であり、早急に具体的な目標を提示すべきである。

また、地方の税財政基盤の確立について、「自立した自治体が国に依存せず、相互の連携・連帯によって支え合う仕組みを実現」するとしている。この仕組みが、まさに地方六団体の主張する『地方共有税』制度に他ならず、委員会においても、早急に具体的な制度設計を行うべきである。

さらに、「国と地方の真の対等協力関係の構築」を目指すこととしている。そのためには、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映できるような法律に基づく組織が必要であり、『(仮)地方行財政会議』構想の実現を図るべきである。

地方六団体は、第二期改革の実現のため懸命に取り組む覚悟であるが、今後、委員会においても、我々地方の意見を十分に踏まえつつ、真の地方分権改革の実現に向けて尽力されることを期待したい。

また、昨日閣議決定された「地方分権改革推進本部」において、安倍総理のリーダーシップのもと、政治の力により強力に改革を進められたい。

平成19年5月30日

地方六団体

議 会 人 事

議長	飯塚 古本俊克 4・2
副議長	鹿角 中西日出男 4・17
飯塚	宇佐美 肇 4・12
赤穂	田端智孝 4・13
鹿角	松本友子 4・2
飯塚	毛呂武史 4・11
逗子	四方利男 4・12
弥富	河杉博之 4・12
香芝	松原 宏 4・13
赤穂	勝又幹雄 4・17
鹿角	
事務局長	

6月5日現在の市数

805市	
うち	
指定都市	17市
中核市	35市
特例市	44市
一般市	686市
特別区	23区

丸亀	高橋義人 4・2
奄美	松田秀樹 4・1
大竹	政岡 修 4・1
赤穂	前田元秀 4・1
鹿角	廣林 剛 4・1
石巻	新妻周俊 4・1

平成19年度版

全国都市の特色ある施策集

くらし ふれあい まちづくり から紹介

— 本会編集 —
〈 3 〉

第3章 民間活力導入

浦安市(千葉県)

◆PFI手法による駅前施設の整備運営

浦安市では、「人が輝き躍動するまち・浦安」を基本目標にまちづくりを進めています。バランスのとれた都市構造を形成するため、市内にある浦安、舞浜、新浦安の3つの駅を中心にそれぞれの拠点性に沿った機能の整備や充実



新浦安駅前プラザ「マーレ」の外観
14年度からPFI手法の導入を前提に検討を進め、15年度には実施方針の公表、特定事業の選定を行いました。16年度には学識経験者等で構成する事業者選定審査委員会が応募者の中から優先交渉権者を決定。その後、浦安市議会定例会で議決を経て、同年12月から工

に取り組んでいます。

平成18年4月1日には、「新浦安駅前複合施設整備運営事業」として、浦安市では初となるPFI手法により、「新浦安駅前プラザ マーレ」をオープンさせました。PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力や技術的能力を活用して行う手法。民間事業者のノウハウを活用し、より効率的で効果的な公共サービスの提供を目指すものです。

同事業については、14年度からPFI手法の導入を前提に検討を進め、15年度には実施方針の公表、特定事業の選定を行いました。

須坂市では、市の将来を担う若者や求職者の適職就労を支援するために、市の事業として就業支援センター(愛称)「ゆめわーく須坂」を開設しています。
この就業支援センターは、大手企業の雇用調整などにより、極めて厳しい雇用情勢が続く中、須坂市独自のいわばジョブカフェ事業として、県内の他市町村に先駆けて開設したものです。
「ゆめわーく須坂」は平成17年5月に開設し、平日に相談を行っています。18年4月からは事業を拡充。基本

第4章 雇用・労働

須坂市(長野県)

◆「ゆめわーく須坂」で市が就業支援

須坂市では、市の将来を担う若者や求職者の適職就労を支援するために、市の事業として就業支援センター(愛称)「ゆめわーく須坂」を開設しています。

事が開始されました。事業期間は平成38年までの22年間とし、オープンから20年間で事業者が維持管理、一部施設の

運営を行うとしています。
「新浦安駅前プラザ マーレ」は①安全で安心できる②環境と人にやさしい③豊かで魅力的な空間づくりの実現の3つを施設整備の基本理念とし、このほか 景観及び周辺環境との調和 維持管理費の低減 セキュリティの確

保 など8つの基本方針に沿って整備されました。「マーレ」とはイタリア語で「海」を意味し、三方を海に囲まれ、湾岸地域に位置する浦安の特性を表す愛称となっています。地上6階、地下1階の建物の中には、保育所や自転車駐車場、国際センタ

1、行政サービスセンター、交番など様々な施設が集まり、駅前のにぎわいある拠点になっています。
浦安市は今後も市民をはじめ地域の方々の利便性の向上にむけ、親しまれる施設の運営を目指しています。
〔「施策集」82ページ掲載〕



体験作業の収穫の高峰

的に第1土曜日の午後もオープンし、平日に時間がとれない人でも相談できるようにしています。
同年7月には厚生労働省への無料職業紹介の申請が受理され、相談が中心だったこれまでの業務に加え、職業紹介ができるようになりました。

の連携による青少年期の早期段階での職業観確立への支援などを行っています。
開設して1年後にあたる17年度末の就業相談状況は、延べ221人が利用しています。このうちの8割が10代から30代の若者で、フリーター(非正規社員)や、ニート(若

年無業者)といわれる若者の自立支援の一助にもなっています。2年後の18年度末の相談状況は、1年間で延べ322人にもおよび人が利用しています。
このほか、「ゆめわーく須坂」を利用している人々と、ワインぶどうの苗植え作業や、高峰の収穫作業など農業ボランティアの体験を通じて、地元の人たちとの交流を深めています。
須坂市では今後も、就業の相談にあたり、求職者のニーズに添って、より直接的、具体的に支援できるようにしていきたいとしています。
〔「施策集」90ページ掲載〕
平成19年度版全国都市の特色ある施策集は、4月25日付で全国の議会事務局宛宛に送付しています。